

政策決定会議概要（8月18日開催分）

日 時 令和5年8月18日（金曜日）9時～9時30分
場 所 市役所本館2階 会議室

【案件】国民健康保険の広域化に伴う保険料の障害者減免廃止及び給付による経過措置について

出席者

委員 市長、副市長、市政統括監
担当部 市民部長、副部長、国民健康保険室長、同室室長補佐
事務局 市政統括政策推進室職員

確認事項

- ・減免廃止にかかる経過措置のための給付制度を決定

結 論

- ・原案で了とする。

質疑・意見等

Q: 障害者減免の制度ができた経緯は。

A: 例規改廃の状況から、昭和46年には既に障害者減免制度があったことがうかがえる。障害があると医療にかかる機会が多いと考えられるなかで、当時はまだ福祉医療助成制度が整備されておらず、医療・健康にかかる負担軽減を目的に制定されたものと推察している。その後、障害者の医療費助成が整備され、所得制限の引き下げや対象者の拡大など制度が拡充されるなか、障害者減免については、減免割合の引き下げや階層の細分化などを経て現在に至っている。

Q: 経過措置である給付の開始時期など年間スケジュールは。

A: 令和6年6月の本算定時点で国保資格の有無を確認したうえで、8月に支給決定を行い、遅くとも9月に給付を開始し、以後、翌4月まで毎月給付を行う予定。令和7年度、8年度についても同様

Q: 給付の申請方法などは。

A: 簡便な手続きとするため申請は不要とし、口座の登録があるかたについては支給決定通知を送付するのみとする予定。口座登録がないかたについては、支給決定通知と合わせて振込口座の登録を依頼する。

以上